

## 序章 立地適正化計画策定・見直しの趣旨

---



## 序章 立地適正化計画策定・見直しの趣旨

### 1. 計画策定・見直しの背景と目的

本市は、中山道や鎌倉街道などの街道筋を中心に古くからまちが形成されてきました。現在でも本市の顔となる“まちなか”として、明治期の近代化遺産を有する歴史と伝統が息づいています。その後、高度経済成長期以降の人口増加に対応するため、J R 高崎線本庄駅やJ R 八高線児玉駅を中心としたまちなかからその外側へ計画的に市街地整備を推進してきました。

また、上越・北陸新幹線本庄早稲田駅を中心に、商業・業務施設などの交流機能の立地誘導や、良好な都市基盤を活かした住宅供給による定住化を進めています。以上のように、本市の市街地は歴史的まとまりや計画的な市街地整備により、多様な居住地を形成しています。

一方、本市の人口は、平成12年をピークに減少を続け、令和2年に増加したものの、中・長期的には減少に転じる見込みであり、高齢化の進展も顕著となっています。特に本庄駅周辺や児玉駅周辺の旧来からのまちなかでは、人口が減少するとともに、空き家や空き地、青空駐車場等の低未利用土地\*が増加するなど、まちなかの活力低下を招いています。

こうした状況を踏まえ、平成25年3月に策定された本庄市都市計画マスタープランは、「拠点連携を基本とした集約型都市構造」の構築を目指し、3つの駅周辺の都市機能の充実を進める計画としています。

さらに、平成26年には都市再生特別措置法の改正により、高齢者にとって健康で快適な生活を確保することや子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを定める包括的なマスタープランとして、立地適正化計画の策定が可能となりました。

このような背景を踏まえ、本市においては、集約型都市構造を構築し、持続可能な都市を実現することを目的として、「まちなか再生」を重点方針とした「本庄市立地適正化計画」を平成30年3月に策定（以下、平成30年3月に策定したものを「当初計画」という。）し、施策の推進に取り組んできました。

当初計画において、5年ごとの計画見直しを予定していたことや令和2年の法改正により自然災害に対応するため居住エリアの安全性を強化する防災指針を計画に追加することが求められたこと、令和3・4年度の2年間で本庄市都市計画マスタープランの見直しを行ったことなどから、当初計画策定以降の社会経済情勢の変化や関連施策の取組の進捗、目標の達成状況などを評価し、目標年次までの残り期間において、より効果的な事業推進を可能にするために計画の見直しを行いました。

※ 低未利用土地：建築物が建てられるなど、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

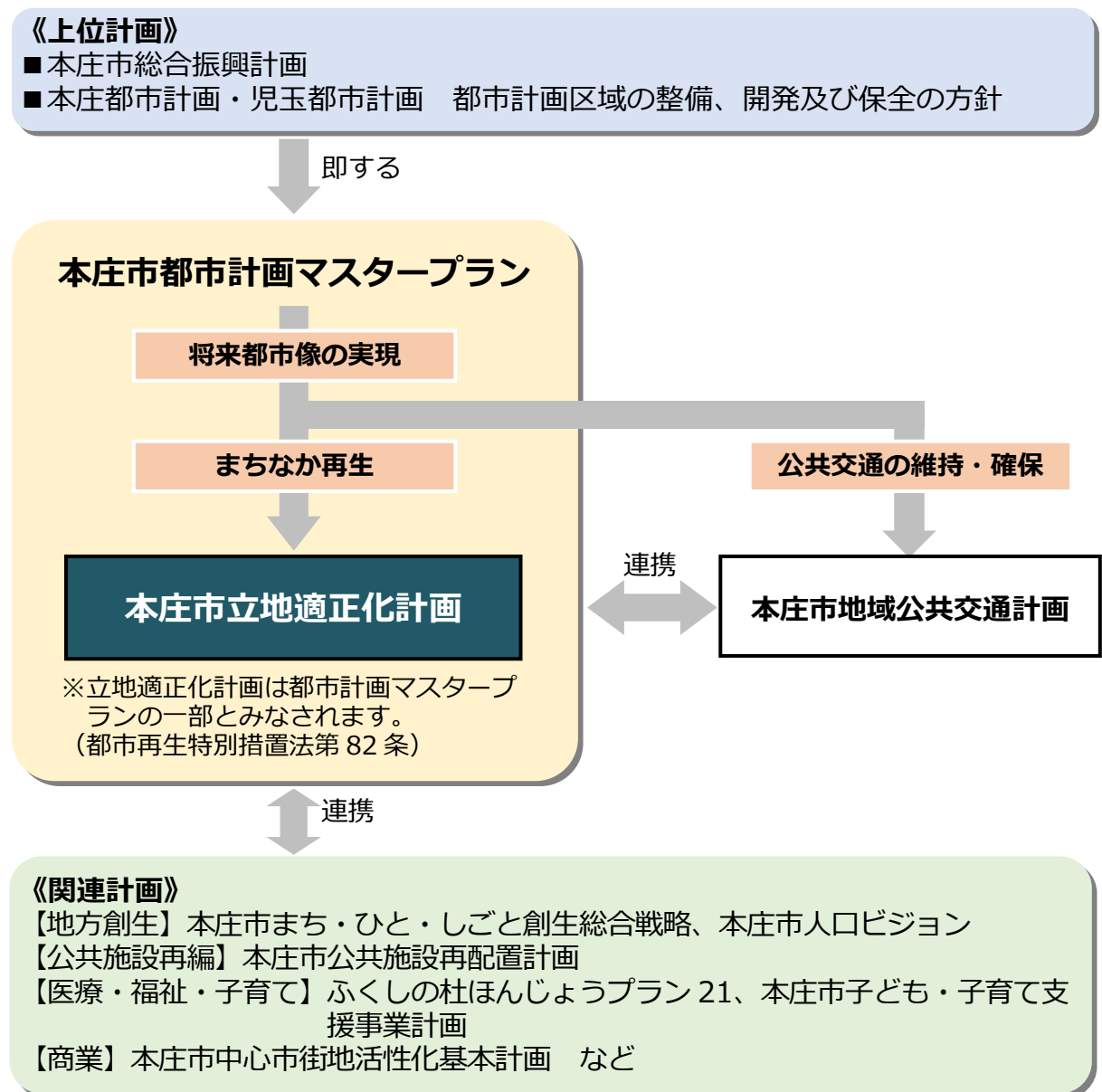
## 2. 計画の位置づけと目標年次

### 1) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である本庄市総合振興計画及び本庄市都市計画マスタープランにおける目指すべき将来都市像“あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち本庄 ～世のため、後のため～”の実現を図る都市計画マスタープランの高度化版として、特に「まちなか再生」に焦点をあてた計画です。

また、将来都市像の実現を図るうえで重要な公共交通の維持・確保については、本庄市地域公共交通計画と連携を図りながら推進します。

#### ■立地適正化計画の位置づけ



## ■ 立地適正化計画とは？

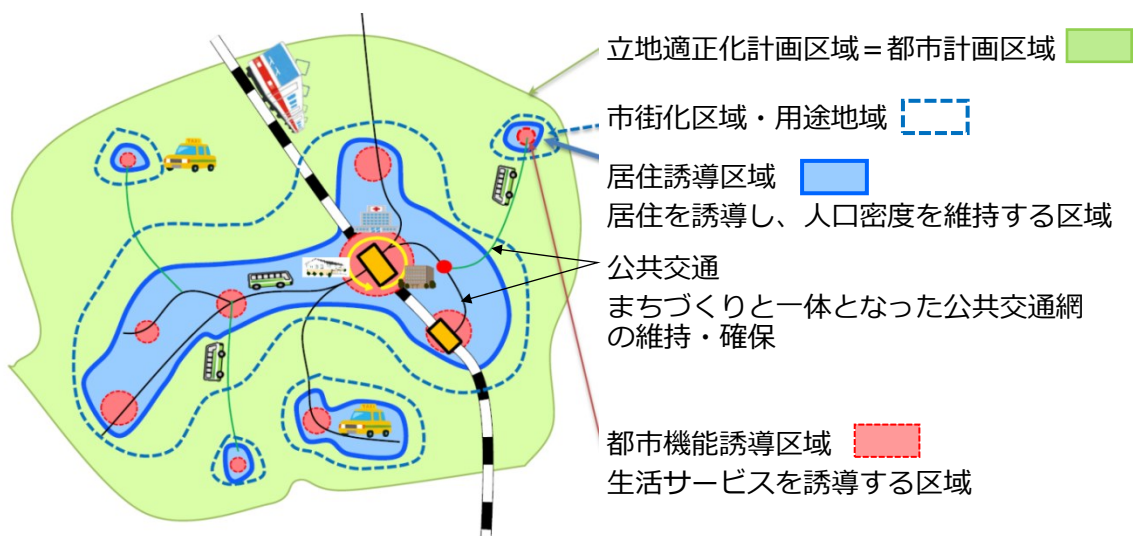
立地適正化計画は、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により創設された制度です。人口減少や高齢社会に対応した持続可能な都市を目指すため、居住機能や公共公益（行政・文化交流）・医療・福祉・子育て・商業等の都市機能の立地、居住エリアの安全性を強化する防災指針、公共交通の維持・確保に関する包括的なマスタープランです。

居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を定めることにより、人口減少や高齢社会に対応した集約型都市構造へと緩やかに誘導していく制度となっています。

### 立地適正化計画の記載事項

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずる施策）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずる施策）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定、誘導施設の整備事業等）
- 防災指針（リスク分析、防災・減災まちづくりの方針、具体的な取組とスケジュール）
- 公共交通に関する事項
- 計画遂行に向けた取組

### 立地適正化計画のイメージ



出典：国土交通省資料

誘導施策の展開：財政・金融上の支援、届出（誘導区域外）等

## ■ 本庄市都市計画マスタープラン（令和5年3月）の概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

本市が目指す将来像やその実現に向けたまちづくりの基本方針・取組などを示す「都市計画」全体の指針となる計画です。

### 将来都市像

将来都市像

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄  
～世のため、後のため～

まちづくりの基本理念

訪れたいくなる 住み続けたいくなる まちづくり

誰もが安全・安心で  
便利・快適に暮らせる  
都市

活発な産業活動と  
多様な交流を育む  
都市

豊かな自然や歴史・  
文化的資源を大切にし、  
活かす都市

まちづくりの施策展開の目標

### 将来都市構造（概念図）

#### 拠点

…本庄駅・本庄早稲田駅・児玉駅周辺

居住や交流等の魅力を一層高め、定住や店舗等の開業・起業、地域活動等が進みやすい環境づくりを推進（都市機能の充実）

#### 軸（ネットワーク）

…鉄道や高速道路、国道、主要な県道等

市内外の円滑な移動や連携、自然環境を活かした地域活動と交流を活性化させる都市軸を充実

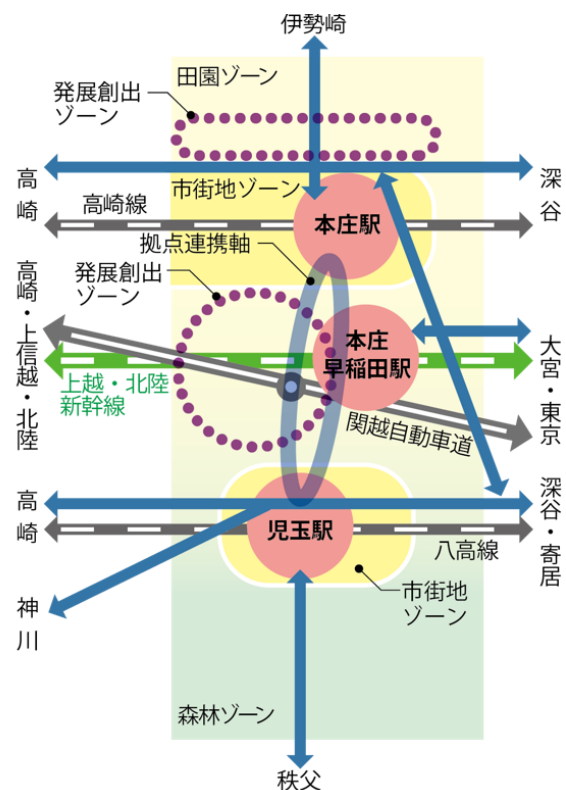
#### ゾーン

…市街地ゾーン、田園ゾーン、森林ゾーン

ゾーンごとの潜在力を引き出し、市全体でバランスよく魅力・活力を創造

#### …発展創出ゾーン

本庄児玉インターチェンジ周辺、国道17号本庄道路周辺の広域交通の利便性を活かし、産業や観光機能を創出



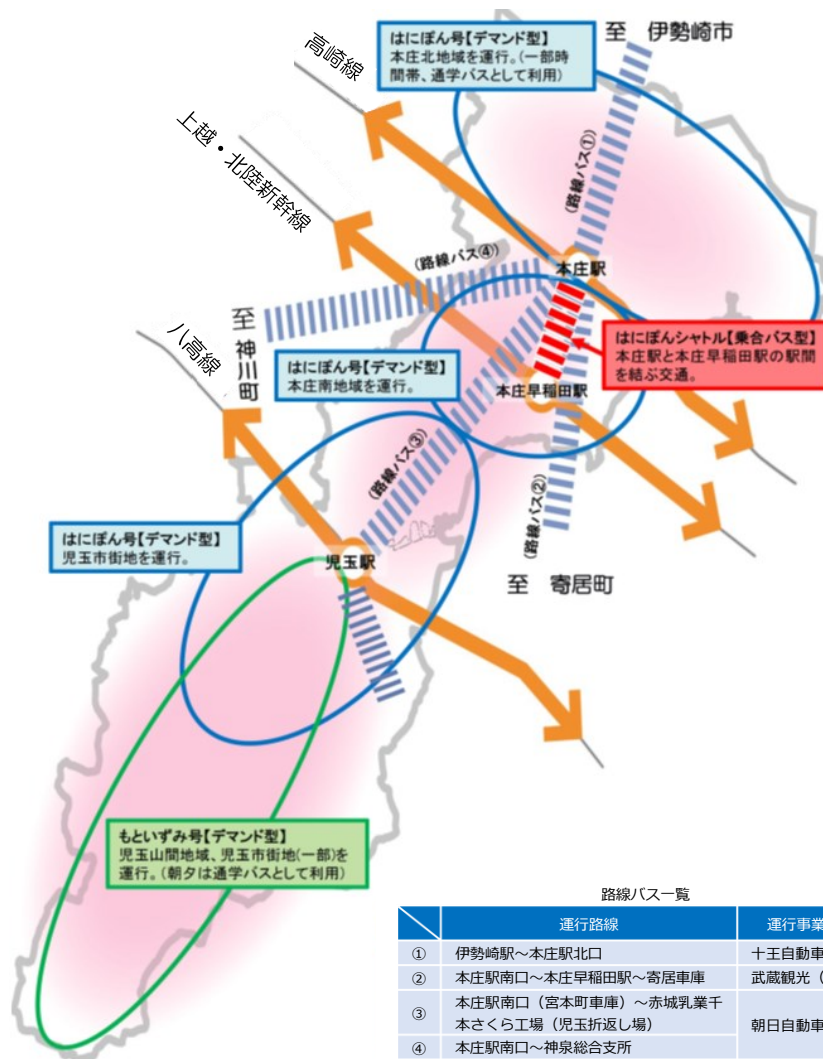
出典：本庄市都市計画マスタープラン（令和5年3月改定）

## ■本庄市地域公共交通計画（令和5年3月）に基づく公共交通の概要

本市では、本庄市地域公共交通計画に基づき、公共交通サービスの持続可能な提供を目的に、公共交通の利便性向上に向けた取組を進めています。

具体的な取組として、平成25年10月、市内循環バスに替わり、基軸となる路線バスに接続するデマンドバス（はにぼん号・もといずみ号）や、本庄駅と本庄早稲田駅間を結ぶシャトルバス（はにぼんシャトル）を導入しました。

### 本市の公共交通の概要



## 2) 計画の対象区域及び目標年次

本計画では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域の全域を対象区域とします。  
計画の目標年次は、人口減少や高齢社会に対応した都市構造への転換に向けて、長期的な取組が必要と考えられることから、概ね20年後のまちの姿を展望し、概ね5年ごとに評価・見直しを行います。

### 目標年次

令和22年度（2040年度）（見直しサイクル：概ね5年）

### 計画の対象区域

